

① 件 名
保育所等の利用者負担の軽減について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 幼児教育の段階的無償化に向けた取組みの一環として、保育所等の利用者負担について、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、所得の状況、世帯の状況等に応じ、軽減されることになった。
【目的】 低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の軽減措置を実施し、幼児教育・保育の無償化に向けた取組みを推進するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号） 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号） 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例（平成26年石巻市条例第51号） 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則（平成27年石巻市規則第1号）
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する 1 子育てを支援する環境を整備する
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年度の保育料負担軽減経過 平成28年3月31日 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令公布 （同年4月1日施行） 平成28年7月29日 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則 公布（同日施行、同年4月1日遡及適用） 平成29年度の保育料負担軽減経過 平成29年3月31日 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令公布 （平成29年4月1日施行）

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 多子世帯にかかる特例措置の拡充</p> <p>(1) 対象 市町村民税非課税世帯（1号認定子どもについては所得割非課税世帯を含む。）の第2子</p> <p>(2) 内容 保育料（現行は本来の保育料の半額）を無償とする。</p> <p>2 ひとり親世帯等に係る特例措置の拡充</p> <p>(1) 対象 支給認定を受けた保護者又は当該支給認定を受けた保護者と同一の世帯に属する者がひとり親世帯等に該当する場合において、市町村民税所得割合算額が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育認定子ども（1号認定子ども）については77,101円未満の者 ・保育認定子ども（2号・3号認定子ども）については48,600円未満の者、48,600円から77,100円までの者 <p>(2) 内容 保育標準時間の保育料月額、現行の保育標準時間の保育料月額が新しい国の基準額を上回る場合には国基準額と同額とする。 保育短時間の保育料月額は、国の基準額に関わらず、同階層の保育標準時間の保育料月額の概ね11分の8とする。 ※市の保育短時間の保育料は、全ての階層において、保育標準時間の保育料の概ね11分の8で設定している。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 対象児童数 80人程度、 軽減額 年間1,600千円程度（平成29年度）</p> <p>【市財政への負担】 私立認可保育施設の運営費は、公定価格（教育・保育の認定区分、保育必要量、教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）から、国が定める利用者負担の上限基準額（政令で定める額）を控除して得た差額分について、国及び県が4分の3を、市が4分の1を負担する。 公立保育所の運営費は、全額市負担である。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>今後、各自治体でも同様の対応が見込まれる。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成29年6月 石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則の改正 (適用日：平成29年4月1日)</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>